

耕作者(権利設定等の権利者)が双方の合意により所有者に事業参加資格を交替する場合は『**土地改良事業参加資格者交替の申出書**』の提出が必要です。

農用地を所有権以外の権原に基づき耕作する場合、その利用権設定等による耕作者が土地改良法第3条第1項第2号により土地改良法第3条資格者となります。

ただし、その耕作者と所有者の合意によって事業参加資格を交替する場合は『土地改良事業参加資格者交替の申出書』を長浜市農業委員会会長宛に提出する必要があります。

また、土地改良法第11条により、農地の第3条資格者が湖北土地改良区の組合員となるため、資格の交替をされる際は、同時に湖北土地改良区へ『組合員資格得喪通知書』を提出してください。

なお、この場合の耕作者は、農地法及び農業経営基盤強化促進法等の法律に基づき賃貸借や使用貸借等の利用権設定の手続をしている場合に限ります。

『土地改良事業参加資格者交替の申出書』の記入例

### 土地改良事業参加資格者交替の申出書

令和 年 月 日

長浜市農業委員会会長様

**現資格者** 〒 529-0233  
住所 長浜市高月町渡岸寺1000番地  
フリガナ タカツキ ミドリ  
氏名 高月 水土里

**新資格者** 〒 529-0233  
住所 長浜市高月町渡岸寺2000番地  
フリガナ コホク タロウ  
氏名 湖北 太郎  
生年月日 西暦(M.T.S.H) 1950年 11月 27日生  
連絡先 TEL 0749-85-0000

日付は記入しないでください。

**現資格者 = 耕作者**  
現資格者が法人の場合は、法人名及び代表者氏名を記入し、法人の届出印を押印してください。

**新資格者 = 登記簿所有者**  
ただし登記簿所有者が死亡している場合は、相続予定人となります。その際には、氏名の横に**相続予定人**と明記してください。

双方の印鑑は認め印可。ただしシャチハタは不可です。

**申し出の対象となる農地**  
法律に基づく利用権設定の手続をしたうえで耕作をされている農地に限ります。  
注)自作地、法に基づく権利設定のない農地、利用権設定の存続期間が超過している農地については対象外となります。

地積は登記簿面積を記入してください。

**訂正箇所がある場合**  
訂正箇所に二重線を引き、その線上に訂正印を押印してください。訂正内容はその周辺の余白に明確に記入してください。

このたび、湖北土地改良区を行う土地改良(維持管理)事業について参加資格を交替したいので承諾されたく、土地改良法第3条第2項の規定に基づき当事者連署して申し出ます。

記

1. 申し出の対象となる農地の表示  
長浜市

町(大字)	小字	地番	地目	現況用途	地積(m <sup>2</sup> )	登記簿所有者	備考
高月町渡岸寺	西田	100-1	田	水稻	500	湖北太郎	
高月町渡岸寺	西田	100-2	田	水稻	1,200	湖北太郎	
高月町渡岸寺	北田	50-1	田	水稻	700 400	湖北虎男	死亡

2. 申し出の理由 所有者として土地改良事業に参加するため。

3. その他必要な事項

『土地改良事業参加資格者交替の申出書』・『組合員資格得喪通知書』は同時に湖北土地改良区へご提出ください。

届出・お問い合わせ先  
湖北土地改良区 担当:総務課  
〒 529-0233 滋賀県長浜市高月町渡岸寺151番地3  
TEL 0749-85-2069  
受付時間 : 平日8:30~17:15